

仕様書

1 業務名

令和6年度スノーリゾート推進に係る調査・検討業務

2 履行期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

3 本業務の目的

札幌市では、インバウンドを始めとした観光客の増加及び滞在期間の長期化により、冬期の観光消費拡大を図ることを目指し、「スノーリゾートシティ SAPPORO 推進戦略」を策定し、スノーリゾートとしての世界的ブランドの確立を目指している。

スノーリゾートとしての世界的ブランドの確立に向けて、①スキー場の受入環境整備及びコンテンツの充実、②インバウンドを始めとした観光客が札幌のスノーリゾートを快適に楽しむための情報発信やサービスの充実、③インバウンドを呼び込むためのプロモーションの充実が必要であると考えている。

本業務は、市内6スキー場来場者の状況を把握するとともに、上記①②③に記載した取組を具体的に進めていくために必要な調査・分析を行い、今後の各取組の方向性などを明らかにすることを目的とする。

4 業務の内容

(1) 市内6スキー場基礎調査

市内6スキー場（札幌国際スキー場、サッポロテイネ、札幌藻岩山スキー場、さっぽろばんけいスキー場、フッズスノーエリア、滝野スノーワールド）について、以下の調査等を行うこと。

ア 市内6スキー場の来場者に関する調査を実施し、調査結果をまとめること。なお、調査にあたっては、以下の(ア)～(オ)を調査項目に含めることとする。

- (ア) 居住地、年代、性別
- (イ) 同行者
- (ウ) スキー・スノーボード技術度
- (エ) 当該スキー場を何で知ったか
- (オ) 当該スキー場を選択した理由

- (カ) 当該スキー場に行くまでに利用した交通手段
 - (キ) 当該スキー場での実施内容（スキー、スノーボード、雪遊び等）
 - (ク) スキー・スノーボード用具のレンタル利用の有無
 - (ケ) スキー・スノーボード用具等の荷物配送サービス希望の有無（新千歳空港⇄スキー場、市内ホテル⇄スキー場など）
 - (コ) 当該スキー場の良かった点
 - (カ) 当該スキー場の改善点
 - (シ) 当該スキー場の満足度
- イ 市内6スキー場来場者のインバウンド比率を調査・算出し、まとめること。
- (2) スキー場の受入環境整備及びコンテンツの充実に向けた調査・検討
市内6スキー場の受入環境整備及びコンテンツの充実に向けて、上記(1)に加えて必要な調査を行うとともに、これらの調査結果の分析をし、今後の取組の方向性と具体的な取組内容案を示すこと。
- (3) 快適に楽しむための情報発信やサービスの充実に関する調査・検討
インバウンドを始めとした観光客が札幌のスノーリゾートを快適に楽しむための情報発信やサービスの充実に向けて、上記(1)に加えて必要な調査を行うとともに、これらの調査結果の分析をし、今後の取組の方向性と具体的な取組内容案を示すこと。
- (4) 海外に向けたプロモーションに関する調査・検討
札幌のスノーリゾートを海外に向けてプロモーションするにあたって、上記(1)に加えて必要な調査を行うとともに、これらの調査結果の分析をし、ターゲットとなる国や手法などに関する今後の取組の方向性と具体的な取組内容案を示すこと。
- (5) 報告書の作成・提出
上記(1)～(4)までの調査結果や検討結果をまとめた報告書を作成し、委託者に提出すること。報告書の作成にあたっては、事前に委託者と協議を行うこと。報告書については電子データでも提出すること。
- ア 契約後速やかに提出する書類
- (ア) 業務実施計画書 3部
 - (イ) 業務工程表 3部
 - (ウ) 業務責任者等指定通知書 1部

イ 業務完了時に提出する書類

- (ア) 業務完了届 1部
- (イ) 成果報告書 3部
- (ウ) 成果報告書概要版 3部
- (エ) 参考資料 一式
- (オ) 電子データ

- ・報告書 PDF形式（目安4MB以下、これを超える場合は分割）、Microsoft Word形式（文書）及びExcel形式（表、グラフ、図等）
- ・調査結果の詳細データ Microsoft Word形式（文書）及びExcel形式（表、グラフ、図等）
- ※アンケートをした場合は、結果の集計表、クロス集計表及びアンケート回答データ Microsoft Excel形式
- ・参考資料 PDF形式、Microsoft Word形式、Excel形式のいずれか

(6) 打合せの実施

業務着手・完了時及び業務履行中必要に応じて、委託者と打合せを行うこと。

5 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

6 留意事項

- (1) この業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の遂行にあたり、委託者は受託者が必要とする資料の提供につ

いて便宜を図るとともに、必要に応じて打合せを行うものとする。

- (3) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本業務の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (4) 成果品はすべて委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (5) 本業務の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、個人や企業の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し、適切な対応を心がけること。
- (6) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (7) その他業務執行にあたっては、委託者と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。

7 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。